

本日の会議は、次のとおりである。

- 1 開会
 - 2 資格確認
 - 3 議事録署名人選出
 - 4 理事長あいさつ
 - 5 報告
 - 報告第1号 秋田県医師国保問題検討委員会の報告について
 - 6 議事
 - 議案第1号 平成26年度事業報告認定について
 - 議案第2号 平成26年度一般会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第3号 平成26年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◇財産目録
 - ◇監査報告書
 - 議案第4号 平成26年度一般会計決算剰余金処分について
 - 議案第5号 組合規約の一部改正について
 - 議案第6号 平成27年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- 7 その他
 - 8 閉会

	議長の16番 滑川 五郎 議員が豪雨の為、到着が遅れるとの連絡があつたため、副議長の4番 松岡 一志 議員が議長を務める。
松岡議長	<p>ただ今より、第119回通常組合会を開会します。(午後3時33分)</p> <p>本日の会議は、議案書の2頁の次第に沿って、進めさせてさせていただきます。議事進行について、よろしくお願ひいたします。</p> <p>はじめに、資格確認を行います。</p> <p>議員定数30名に対し、ただ今のところ、20名の出席をいただいており、過半数を超えております。</p> <p>したがいまして、国民健康保険法施行令第13条の規定によりまして、会議は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名人の選任ですが、慣例により私から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、2番の三浦由太議員と、 8番の石垣智議員の お二人の先生方にお願いします。</p> <p>続きまして、大野理事長からあいさつをお願いします。</p>
理事長	(あいさつ) (26番 児玉光 議員 午後3時39分 入室・着席) (16番 滑川五郎 議員 午後3時44分 入室・着席)
松岡議長	ありがとうございました。 ただ今の理事長のあいさつに対しまして、ご質問等何かございませんか。 それではここで、滑川議長がご到着されましたので、議長を交代したいと思います。

	(16番 滑川 議員 午後3時50分 議長席に着席) (4番 松岡 議員 午後3時50分 4番席に着席)
滑川議長	<p>遅れてしましました。こまちがストップしてしまいました、角館駅からバス代行でまいりました。すみませんでした。松岡先生、ありがとうございました。</p> <p>理事長のあいさつに対しまして、ご質問等何かございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特にないようですので、5の報告に移ります。</p> <p>「報告第1号 医師国保問題検討委員会からの報告について」を議題いたします。</p> <p>説明をお願いします。</p>
大高常務理事	<p>総務担当の大高でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>(これまでの経緯を説明した後、議案書5頁の別紙1により諮問の概略を説明)</p> <p>それでは秋田県医師国保問題検討委員会の松岡委員長から、答申の報告をお願いいたします。</p>
松岡委員長	(答申書を読み上げる)
大高常務理事	松岡先生、ありがとうございました。以上が諮問と答申の内容でございます。この答申に沿いましてこの後に保険料の規約の改正を議案として提出しておりますので、よろしくお願ひいたします。議長、以上であります。
滑川議長	ありがとうございました。 それでは、ただ今説明をいただきました報告第1号について、質疑を行います。

	<p>どなたかご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
滑川議長	<p>ご発言ありませんので、続きまして議事に入ります。</p> <p>「議案第1号 平成26年度事業報告認定について」から「議案第3号 平成26年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出決算認定について」までの3件は、関連がありますので、一括議題といたします。</p> <p>説明をお願いいたします。</p>
大高常務理事	<p>(議案第1号を説明)</p> <p>(説明途中、物故された方々に対し黙祷を捧げる)</p>
滑川議長	<p>櫻庭常務理事お願いします。</p>
櫻庭常務理事	<p>会計担当の櫻庭です。よろしくお願いします。</p> <p>(議案第2号を説明)</p> <p>(議案第3号を説明)</p>
滑川議長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>ここで、監査報告をお願いいたします。</p>
高橋監事	<p>(議案書73頁 監査報告書を読み上げる)</p>
滑川議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今説明をいただきました議案第1号から議案第3号までの質疑を行います。</p> <p>どなたかご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>

滑川議長	ご発言がないようですので採決に入ります。 「議案第1号 平成26年度事業報告認定について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
滑川議長	ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり認定することにいたします。
滑川議長	次に、「議案第2号 平成26年度一般会計歳入歳出決算認定について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
滑川議長	ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり認定することにいたします。
滑川議長	次に、「議案第3号 平成26年度役職員退職金積立金特別会計歳入歳出決算認定について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
滑川議長	ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり認定することにいたします。
滑川議長	続きまして、「議案第4号 平成26年度一般会計決算剰余金処分について」を議題といたします。 説明をお願いします。
櫻庭常務理事	(議案第4号を説明)
滑川議長	ありがとうございました。 それでは、ただ今説明をいただきました議案第4号について、質疑を行います。 どなたかご質問、ご意見等ございませんか。

	(発言なし)
滑川議長	ご発言がないようすで採決に入ります。 「議案第4号 平成26年度一般会計決算剰余金処分について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
滑川議長	ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり決定することにいたします。
滑川議長	続きまして、「議案第5号 組合規約の一部改正について」を議題とします。なお、先ほど、資格確認の際に報告しましたように、規約改正の審議に必要な人数を満たしていることを申し添えます。説明をお願いします。
大高常務理事	(議案第5号を説明)
理事長	議長、休憩をお願いします。
滑川議長	はい、暫時休憩します。
	(約10分間休憩。この間に櫻庭常務理事から補足説明があった)
滑川議長	休憩前に引き続き会議を行います。
滑川議長	丁寧なご説明ありがとうございました。 それでは、議案第5号について、質疑を行います。 どなたかご質問、ご意見等ございませんか。
	(発言なし)
滑川議長	ご発言がないようすで採決に入ります。

	<p>「議案第 5 号 組合規約の一部改正について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
滑川議長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり決定することにいたします。</p>
滑川議長	<p>続きまして、「議案第 6 号 平成 27 年度一般会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について」を議題とします。</p> <p>説明をお願いします。</p>
櫻庭常務理事	<p>(議案第 6 号を説明)</p>
滑川議長	<p>それでは、ただ今説明をいただきました議案第 6 号について、質疑を行います。</p> <p>どなたかご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(発言なし)</p>
滑川議長	<p>ご発言がないようですので採決に入ります。</p> <p>「議案第 6 号 平成 27 年度一般会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
滑川議長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり決定することにいたします。</p>
滑川議長	<p>以上で予定されておりました議案の審議は、全て終了いたしました。</p> <p>続いて、7 その他に入ります。</p>

	執行部から、何かございますか。
理 事 長	ありません。
滑 川 議 長	執行部からは特にないということです。 議員の皆さんから、何かございますか。
	(2番 三浦 議員挙手)
2番三浦議員	秋田の三浦でございます。昨年、柔整の療養給付費について、組合員に対し慢性疾患での療養給付費はできないのだという周知をしたほうがいいのではないかという提案をしましたが、そういう周知の文書等配布されていないように思うのですが、どうなっているのでしょうか。
滑 川 議 長	執行部、いかがでしょうか。
大高常務理事	三浦先生のご指摘どおり、通知等はしておりません。これに関しては、受領委任制度というのがありますよね。柔道整復師の方が患者さんの自己負担分以外のものをこちらに請求してしまいます。ですから、患者さんに確認をするようにはしているつもりではありますが、通知は出しておりませんので、理事会で協議をして出したいと思います。
2番三浦議員	法律上、柔道整復師が扱えるのは外傷のみということになっているのです。実際は、肩こりや腰痛等でかかっている患者さんが多いのですが、全部、負傷名は腰椎捻挫とか頸椎捻挫とかでレセプトが出されているんですね。実際、不正請求みたいなことなんんですけど。 法律上、柔道整復師は、診断する能力がないということになっているので、誤診ということがないんですね。診療については、医師以外はしてはいけないとういことになっているので、診断も治療もできないのです。自分で捻挫だと思って施術をしているという言い訳が通ることになるので。これは仕方ないことなんんですけど。
	ただ、患者さん本人が、捻挫した覚えがないということはわかるはずなので、慢性疾患ではかかれないんだということを周知徹底することが大事

	なんだと思います。よろしくお願ひします。
事務長	補足させていただきます。先生のご指摘どおり、医師の診断あるいは証明がなければ、慢性の場合は柔道整復師は施術してはならない、そういうふうなのがなければ保険請求できないということになっております。皆さん御承知のとおり、全国的に柔道整復につきましては不正な行為が行われているということがあるようでして、当組合ではたしてそういうことがあるかどうか、分かりませんが、全国的にそういうことがあるということを踏まえて、そういう不正な請求、ルールに基づかない請求はしないようについて通知につきましては、先ほど大高常務理事がお答えしましたとおり、事務方としてもしっかりと、通知等で対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。
滑川議長	よろしいでしょうか。
2番三浦議員	ありがとうございました。
滑川議長	このほかにご発言ありませんか。 (発言なし)
滑川議長	ないようですので、 これをもちまして、第119回通常組合会を閉会いたします。 ご協力、ありがとうございました。
	以上全議案の審議を終了し、午後5時02分に閉会した。

以上のとおり議事録が正確であることを証するため、議長とともに議事
録署名人ここに署名する。

議長

議事録署名人

同

第119回通常組合会 理事長挨拶

平成27年7月25日

本日は大荒れの天候で、新幹線が止まるとか道路が冠水するとか、非常に大変な日にお集まりいただき誠に有り難うございます。夏の組合会でここまでひどい天気だったことはなかったように思います。今年は、雨不足かと思えば、降り始めると大量に降ってくるという荒れた時代を象徴するかのようござります。大変な時代になってきておりますので、ご協力ご支援をよろしくお願ひいたします。

本日はこれから数年間を見据えての当組合の運営を如何にしていくか、保険料アップに關係する重要な問題のご審議を頂かなければなりません。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

それでは少し長くなりますが、情勢報告を兼ねてご挨拶を申し上げます。
医療保険制度改革関連法案が去る5月27日に成立致しました。御承知のように昨年以来の社会保障改革は極めて大きな改革です。

ポイントは保険財政基盤対策と健康・疾病予防対策ですが、前者の財政基盤対策には保険料增收を目的とする①所得に応じた負担として保険料への総報酬制の導入と、②規模拡大による財政基盤安定のために市町村主体の保険運営を広域運営にする、つまり都道府県への移行です。後者の健康予防活動強化のためには③特定健診その他予防や健康作り強化のための報奨金を含めた財政支援、④医療や介護の患者負担増です。

このためすでに4月より病院の急性期病院への移行、国保保険料および協会けんぽ保険料の料率アップと限度額アップ(国保85万円、協会けんぽ126万円)が実施され、医師国保は富裕組合とされて32%の療養費補助金が5年間で13%

に漸減されることが決まっています。また保険者には生活習慣病予防のための特定健診やジェネリック薬品の使用、自治体向けの「保険者努力支援制度」や、医療費分析事業を再編し健康・医療情報を活用した保健事業である「データヘルス」事業などの強力な保険者努力が求められております。これを実行するよう圧力が高まってきています。さらに紹介状なしの大病院受診への患者の追加負担、「患者申出療養」（いわゆる混合診療）等の創設、介護保険においても2倍にもなる自己負担増も決まっています。

なお、市町村の特定健診事業実施率は平成25年度で34・3%、特定保健指導実施率は23・7%になっており、厚労省の29年度目標（特定健診60%、保健指導60%）よりはまだ大幅に低いのですが、全国的には目標達成市町村は72あり、医師国保は全国的に低いのですが今後医師国保の実施率アップの努力（特に保健指導）も当然強く求められてくるであろうと思います。

このほか、社会保障・税番号の導入、いわゆるマイナンバーの導入や運用システムの開発、個人情報漏えい対策等の問題もあります。

これらに対する全医連の動きですが、全医連は今年5月27日の代表者会で法人化を決定しました。開始は本年8月からで、これによりこれまで任意団体つまり私的な団体として行政その他にはほとんど相手にされなかつたのが、今後は法人として公的な人格を持ち行政や他の公的団体とも独立で交渉することが出来るようになります。したがってこれまで行政や医療政策に対する存在感は薄かったのですが、これからは厚労省とも交渉できるわけで、今後の存在感の発揮を期待しているところです。

さて当組合の問題ですが、現在大きな問題を二つ抱えています。本日ご審議をいただく超高額レセプトの発生を含む単年度赤字問題と32%補助金削減問題です。

本年2月の通常組合会挨拶において私は概略以下のように申し上げました。

「第一の問題は、予想以上に上昇する療養費、とくに最近の平成 22 年度以降の高額レセプトの増加、高齢者拠出金増等から当国保の財政はひつ迫し、年々収支が悪化し、平成 23 年度からは単年度実質赤字運営が続き積立金もついに底をつくようになりました。平成 26 年度には実質単年度収支で 6,600 万円の赤字になる予定で、27 年度は実質 18 年度以降据え置いてきた当組合の保険料を少なくとも総額で 5,000 万円程度値上げせざるを得ない状況になっています。

第二の問題は、これに加えて、定率国庫補助金 32% が平成 32 年度まで 5 年をかけて 13% まで減らされることになったことです。この両者の要因から率にして毎年 10% 近い値上げを続け、平成 32 年度には 27 年度比で結局約 30% 程度の値上げをせざるを得ないということになりそうです。」と以上のように申し上げました。

これをもとに平成 27 年度は 4 月より第一種組合員の所得割料率を 1.413%、平等割月額 13,800 円に上げさせていただきました。

ところが、この組合会の直後の 3 月に、予期せぬ、また前例のない超高額レセプト 1 件が平成 26 年度後半に発生したことが明らかになりました。即ち、平成 26 年 12 月分として約 2,400 万円、その後の半年間のレセプトも合計しますと約 3,800 万円になります。3,800 万円という数字は 25 年度年間保険給付費総額約 3 億円の 12.7% に当たります。保険給付費予算は年間 5% アップで予定しておりますし、予備費も年間 2,900 万円程度（総予算 4 億円の 4.5%）ですから 3,800 万円は大きな予算オーバーになります。予備費充当だけでは間に合わない数字になります。

しかもこの 4 月になって、さらに同じ家族性症例があり、今年度に同様の治療経過をたどる可能性が強いことが明らかになりました。つまり単年度赤字の累積と今後の補助金削減、例外的な超高額レセプトの発生、さらに 27 年度も同様の 2 例目が発生する可能性が高いという、いわばトリプルパンチを受けたことになります。

その2例目のレセプト状況によっては27年度中にも資金ショートのおそれがあり、そのためその回避も考慮して今回、再度の保険料値上げをお願いしなければならないことになったわけです。なお詳しいことは議事の所で担当から申し上げます。

なお今回の問題は被保険者2,000人程度という小さな組合であると言う事が基本的な問題としてあるのではありますが、今回の事態を教訓にして、突発的な一時的な事態への対応の在り方をはじめ今後の組合運営に関する幾つかの課題を検討し実行していくかなければならないと思います。それに関してはまた問題検討委員会に審議をお願いしなければならないと思いますし、事務処理上の問題もありますので、この秋から検討をはじめたいと計画しております。

以上ですが、事務局の方はお蔭様で新事務長、新スタッフを補充し、事務的な処理件数は大幅に増えておりますが、順調に動いております。これまでとは次元が異なるような多事多難な時代を迎えますが、執行部一同一生懸命頑張っておりますので、今後ともよろしくご指導をお願いいたします。

それでは本日御難儀をおかけしますがよろしくご審議のほどをお願い申し上げてご挨拶いたします。